高　齢　者　の　権　利　を　守　り　ま　す　！

成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分になり、
自分ひとりでは契約や財産の管理などが難しい方が、自分らしく安心して暮らせるように、
ご本人の権利を守り、法的に支援するための制度です。
地域包括支援センターでは、高齢者の権利を守るため、成年後見制度が必要な方の利用支援を行っています。

例えばこんな人がまわりにいませんか？至急、ご連絡ください

- 認知症などが原因で、消費者被害にあっている…
- 金銭を管理され、介護保険サービスが使えない…
- 身寄りがないことが原因で施設入所できない…

相　談　受　付　まずは、地域包括支援センターにご相談ください。　☎6774-3386

状　況　把　握　お話を聞くため、ご本人やご家族、関係者に面談します。

支　　援　成年後見制度が必要な方かを見極めるため、区役所やケアマネージャー等と連携のうえ、必要な方には成年後見制度の手続きのお手伝いをします。

★手続きの流れ

法定後見制度

判断能力が不十分な方に対して、法的に権限を与えられた後見人等が、福祉サービス利用や適切な財産管理を行うことでその方の生活を保護・支援する制度です。本人の判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの類型があります。

★法定後見制度以外に本人の判断能力が十分なうちに自分自身が後見人を選んで契約する「任意後見制度」もあります。

自分ではほとんど判断できない	判断能力が著しく不十分である	判断能力が不十分である
〈後見〉	〈保佐〉	〈補助〉
家庭裁判所へ「申し立て」を行う	●申し立てのできる人…本人、配偶者、4親等以内の親族等 ●「調査」・「鑑定」等の審判手続きを行い、本人に適した援助者が選任されます。	
選任	選任	選任
成年後見人	保佐人	補助人

詳しくは…　天王寺区地域包括支援センター　☎6774-3386
大阪市成年後見支援センター　☎4392-8282　まで

あんしんさぽーと事業 ／ 日常生活自立支援事業

認知症、知的障がい、精神障がいのある方々が安心して生活できるよう、通帳や印鑑を預り、
ご本人に代わって家賃を支払ったり生活費を出金して、自宅に届ける福祉サービスです。
ご自身での金銭管理や手続きが困難になってきた方のお手伝いをします。

※この事業は、大阪市の委託事業として各区社会福祉協議会に相談員が配置されています。
※利用料金は所得税非課税世帯の方は無料です。

◉サービス開始までのながれ

例えばこんなことが気になり始めたら一度ご相談ください

- お金の使い方や支払いに不安がある…
- 役所や銀行での手続きが不安…
- 通帳の管理が心配…

相　談　受　付　まず、あんしんさぽーとにご連絡ください。　☎6774-3377

初　回　訪　問　相談員があんしんさぽーとの事業内容を詳しく説明します。

利　用　申　込　み　ご本人の利用意思を２回以上確認した上で利用の申込みを受けます。

支援計画作成　あなたにあった支援計画を一緒に考えます。
訪問回数や手渡し金額を決めます。
★契約までに少なくとも３回訪問します。
大切なものを預かるので、利用意思を何度も確認します。

契　約　締　結　サービスを開始します。
（生活支援員がお金を届けます）

詳しくは…　あんしんさぽーと（天王寺区社会福祉協議会内）　☎6774-3377　まで

地域包括支援センターは介護支援専門員への後方支援を行っています

介護支援専門員（ケアマネージャー）が高齢者の支援で困った時に、個別に相談に応じ、関わりが困難なケースについては、①地域ケア会議を開催して関係者と共に支援方法を検討、②居宅介護支援事業者連絡会や研修の開催、介護支援専門員が適切な高齢者支援を行えるよう、また、地域の関係者同士が協力しやすい体制づくりなどに取り組んでいます。

①地域ケア会議について

権利侵害、高齢者虐待、認知症進行などで在宅生活が困難な方の支援について、関係機関や支援者で検討しています。

②居宅介護支援事業者連絡会

介護支援専門員が質の高い居宅介護サービスを提供できるよう、情報交換や勉強会*を行っています。

*昨年度の勉強会では
- 事例検討会の開き方
- 「医療と介護、MSWとの連携について」
- 「知ってよかった虐待のポイント」

などを行いました。

介護をされているご家族の方へ

区内で介護をされている方を対象に、介護知識を身につけていただいたり、介護疲れをいやしていただくための研修会や交流会を実施します。是非、お申し込みください。

●施設見学会と研修会　定員10名
日時…10月28日（木）　午後1時30分～3時
場所…四天王寺たまつくり苑

●バスツアーと交流会　定員20名
日時…11月25日（木）　午前10時～午後3時30分
場所…富田林方面（みかん狩りと交流会）

申 問　地域包括支援センター　☎6774-3386　（担当：吉俣・平田）

「地域生活支援ワーカー」がお困りごとの解決をお手伝いします

区社会福祉協議会では、3人の「地域生活支援ワーカー」が包括支援センターや地域の方々と連携をとりながら、見守り訪問やネットワーク作りなどの個別支援をおこなっています。

★地域の「ふれあい喫茶」にも必ず出向き、ご相談に応じています。
お困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

問　☎6774-3377（地域活動担当：古賀）

「認知症サポーター養成講座」のご案内
～ 認知症の方を温かく見守る「応援者」になろう ～

認知症は、誰にでも起こりうる脳の病気によるものです。
周囲の方が、認知症について正しく理解し支援することで、
ご本人も穏やかに暮らしていくことができます。受講後は、認知症の方の心に寄り添い、認知症の方や家族を温かく見守る応援者になってください!!

無料

日時　①10月26日（火）　②11月24日（水）　いずれも午後２時～３時
場所　区在宅サービスセンター　ゆうあい　３階　「にこにこルーム」
（１回参加の講座です　ご都合のよい日にご参加ください）
内容…「認知症を理解する」ＤＶＤ上映ほか
定員…各２０名（①、②のいずれかの希望日時をお電話にて先着順）
※12月以降も、毎月１回定期開催しています。

申 問　☎6774-3377（地域生活支援ワーカー：深澤・黒崎・塚脇）